

令和8年度 美浜町文化祭開催要項

- 1 主催 美浜町、美浜町教育委員会
- 2 主管 美浜町文化協会
- 3 開催日時
令和8年10月24日（土）午前9時30分（開場）から午後5時まで
25日（日）午前9時（開場）から午後3時30分まで
- 4 会場 美浜町総合公園体育館メインアリーナ
- 5 作品内容
絵画、書、写真、手芸、工芸、版画、墨絵、着付け、生け花、盆栽など文化祭にふさわしい作品
- 6 出品資格
 - (1) 美浜町民（団体の場合は、代表者が美浜町民で構成されていること。及び美浜町在勤在学も可とする。）
 - (2) 美浜町文化協会登録会員
 - (3) 主催及び主管（以下「主催者等」とする。）が認めた者
 - (4) (1) から (3) のいずれかに該当する者で、開催要項に従うことのできる者
- 7 出品申込み方法
 - (1) 出品申込書に必要事項を記入し申し込むこと。団体で申し込む場合は、代表者が取りまとめて申し込む。
 - (2) 申込書は、読みやすい字で記入する。
 - (3) 出品申込書に不備（記入漏れ等）がある場合は返却するので、申込み期間内に提出し直す。
- 8 申込先
美浜町教育委員会生涯学習課または美浜町文化協会事務局（ともに総合公園体育館内）
- 9 申込み受付期間
令和8年8月4日（火）～8月28日（金） 平日の午前9時～午後5時
 - (1) 申込み受付期間外の受付は行わない。
 - (2) 申込書は、申込先への持参、FAX、郵送にて提出する。なお、郵送で提出する場合は、8月28日（金）必着とする。
- 10 作品の出品
 - (1) 出品点数は、ひとり1パネル（机を1脚使用する場合は2パネル）で展示できる作品とする。作品数は2作品以上でも可とする。なお、団体で作品を出品する場合のパネル等の使用方法については、各団体の判断に任せる（展示スペースについては、14展示資材の貸し出し参照）。ただし、机のみの展示はできない。
 - (2) 複数の団体に所属している者は、それぞれの所属団体での出品を可とする。なお、他の団体で出品する場合は、その旨を申込書に明記する。

1 1 出品者説明会

- (1) 文化祭に出品する団体及び個人（以下、「出品者」とする。）に対し説明会を行う
日時 令和8年9月26日（土）午後13時30分から
会場 美浜町生涯学習センター2階研修室
- (2) この説明会には、出品する団体の代表者及び個人（以下、「代表者」とする。）は必ず出席する。出席ができない場合は、代理の者が出席する。
欠席の場合は、必ず事務局（電話82-5200）まで連絡する。
- (3) 欠席の場合は、説明会の内容について一任したとみなす。
- (4) 本開催要項の記載事項や説明会の内容は、代表者から会員に周知する。

1 2 作品の展示場所

- (1) 出品者の作品展示場所は、申込み受付締め切り後主催者等が決定し、説明会にて展示計画図を配付する。なお、展示場所の指定はできない。
- (2) 説明会後に展示場所が変更となる場合は、改めて変更後の展示場所を代表者に通知する。

1 3 作品の搬入、展示

作品の搬入及び展示作業は、10月23日（金）午後1時から開始し、午後7時までに終了し退館すること。（時間厳守）

- (1) 搬入及び展示作業時間は厳守し、作業開始時刻前に作品及び展示に必要な道具を会場内及び体育館へ持ち込むことは一切認めない。
- (2) 作品の搬入及び展示作業は、南玄関より出品者で行う。
- (3) 搬入及び展示作業は、必要な人数で行う。
- (4) 作品は、主催者等が貸し出す展示パネル及び展示机に展示する。
- (5) 展示机前及び通路への作品展示は禁止とする。ただし、展示パネルから90cm以内の範囲に限りパネル前の床上に作品を置くことを可とする。
- (6) 作品の性質上、当日（24日及び25日）に搬入する作品については、展示場所にその旨を表示する。なお、当日の搬入は、午前8時30分より南玄関から入場し搬入する。午前8時30分より早く搬入したい方は、事務局に連絡する。
- (7) 当日、開場時間前に作品の手直しを行う場合は、午前8時30分より南玄関から入場し、会場内に入る。午前8時30分より早く作業したい方は、事務局に連絡する。
- (8) 作品の著作権に関して、展示作品を他者が写真や動画等で撮影されると困る団体は、その旨を、当該団体自身が作成し表示（掲示）する。たとえば、「写真・動画等の撮影をご遠慮ください」「撮影禁止」など。
- (9) 基本的な展示方法・展示に関する注意事項は、別紙「展示方法等について」で確認する。

1 4 展示資材の貸し出し

- (1) 主催者等より展示に必要な資材の貸し出しを行う。貸し出しできる資材は、次のとおり
 - ① 展示パネル（幅90cm、高さ210cm、厚さ3cm）
 - ② 展示机（幅180cm、奥行き90cm、高さ70cm）
 - ③ 鎖、S環、鉤、名札立て、画鋏※鎖、S環、鉤は、10個単位（袋入り）で貸し出す。
※数（10個）に過不足がある場合は、事務局に申し出る。

(2) 展示パネル及び展示機の必要数を申込書に明記する。18人以上の団体及び9人以上で機を使用する団体の請求できる数量は、次のとおりとする。

① 展示パネル 18面まで

② 展示機 9台まで

(3) 展示パネルは1面単位、展示機は1台単位で請求できる。ただし、これらを合わせて使用する場合は、機がパネル幅からはみ出さない台数を請求する。

(4) 申し込み後、展示パネル数の変更はできない。展示機数の変更は可能な場合に限り対応する(プログラム印刷発注前まで)。展示資材の変更は、早めに事務局に連絡する。

(5) 出品者所有の展示資材(鎖、S環、画鋸、専用の展示資材等)の使用は可とする。

(6) 展示作業に必要な道具(脚立、バケツ、雑巾、テープ類、ゴミ袋、筆記用具等)は、出品者で用意する。マスキングテープ以外のセロハンテープ等のテープ類は、展示パネルに貼ることはできない。

(7) 作品の収納ケースや展示に使用した道具を会場内へ置いておく場合は、必ず展示机の下に収納し、開催中来場者から見えないよう配慮する(体育館内の倉庫等の使用は禁止とする)。

15 名札の添付

(1) 作品には、名札(制作者名)を添える。不都合な場合はこの限りではない。

(2) 作品に添える名札の様式は特に指定しない。ただし、主催者等が用意する名札を使用する場合は、その配付方法を次のとおりとする(()内は配付場所)

① 説明会開催時(説明会会場)

② 説明会翌日(総合公園体育館にて配付)から作品搬入当日(文化祭会場にて配付)まで

(3) 名札の他に、作品を見る観点や作品に込めたメッセージを書いたものを加えてもよい。

16 作品の搬出、片付け

作品の搬出及び片付け作業は、10月25日(日)体育館内の時計が午後3時35分になったら開始し、午後6時までには終了し退館する。(時間厳守)

(1) 10月25日(日)午後3時30分までは、文化祭開催時間なので、搬出及び片付け時間は厳守し、作業開始時刻前に作品の搬出及び片付けに必要な道具の会場内への持ち込みは一切認めない。

(2) 作品の搬出及び片付けは、出品者で行う。

(3) 搬出及び片付けは、必要最小限の人数で行う。

(4) 使用した借用資材(展示パネル及び展示機は除く。)は、資材ごとに分けて決められた場所に返却する。※鎖、S環、鉤は、10個単位(袋入り)で返す。

(5) ゴミは、各自持ち帰ること。また、会場内は出品者全員で美化に努める。

17 作品等の積み卸し

(1) 搬入及び搬出時の作品及び作業に必要な道具等(以下、「作品等」とする。)の積み卸しは、原則駐車場で行う。

(2) 作品等を持って会場内へ出入りする時は、南玄関から出入りする。

18 作品の管理

(1) 期間中(搬入から搬出まで)の作品管理は、出品者の責任で行う。

(2) 会期中に作品の破損や落下等を発見した場合は、主催者等によりその作品を撤去する場

合がある。

19 弁当の斡旋

- (1) 弁当の斡旋は行わない。

20 禁止事項

次のことを禁止とする。

- (1) 作品の販売及び斡旋
- (2) 団体（美浜町社会教育補助団体と関係団体を除く）の宣伝、募集
- (3) 電源の使用（充乾電池及び発電機含む）
- (4) その他文化祭運営に支障のある行為

21 駐車場

出品者は、緑地広場駐車場（体育館前信号機東側）を使用する（体育館に近い駐車場は、一般来場者に使用していただくよう心がける）。

22 その他

- (1) 出品申込みをする際には、要項を確認する。また、団体の場合は、要項の内容を会員全員に周知する。
- (2) 出品者は来場する際、上履き（体育館シューズ等）を持参する。
- (3) 指定場所以外での飲食はしない。
- (4) 会期中（搬入から搬出まで）は、体育館の施設（トレーニングルーム、屋外施設）は通常どおり一般貸し出しをしているので、これらの利用者に迷惑がかからないよう注意する（特に搬入搬出時）。
- (5) 体育館事務室では資材等（筆記用具、はさみ、テープ類等）の貸し出しは行わない。
- (6) 毎年、借用資材の持ち帰りや作品等の忘れ物が多くあるので、片付け後退館前には再度確認する。なお、文化祭での忘れ物は、11月27日（金）まで主催者等で保管するが、保管期間経過後処分する。
- (7) マスクの着用は個人の判断とする。手洗い、手指の消毒は推奨する。
- (8) 諸事情等によって、文化祭の開催を中止する、または、内容を変更することがあるので、主催者等からの連絡は必ず確認すること。また、団体の場合は、代表者が、主催者からの連絡を会員全員に周知する。
- (9) 主催者等から指示があった場合は、それに従う。
- (10) 不明な点は、主催者等に問い合わせる。

【問い合わせ】

美浜町教育委員会生涯学習課または美浜町文化協会事務局（久綱・吉岡・木下）
（美浜町総合公園体育館内）

〒470-2403 美浜町北方字十二谷1-2

電話（0569）82-5200 FAX（0569）82-5201